

令和2年12月9日 議会運営委員会 議事録  
10時00分 開会

○出席委員 (6人)

委員長 児玉 朋也

副委員長 和田 芳弘

委員 北地 範久、西村 一啓、網谷 芳孝、日域 究

議長 細川 雅子

副議長 寺岡 公章

○欠席委員 なし

○児玉委員長 時間になりましたので、始めたいと思います。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

それでは、議事日程にしたがいまして、議事を進めてまいりたいと思います。

日程第1、令和2年請願第3号議事録黒塗りに関する請願を議題といたします。

本件は事前に、請願文書表を議案の配布とあわせてサイドブックに掲載しております。

委員の皆様方には事前の一読いただいていることと存じますので、請願の要旨の朗読を省略いたします。

なお、請願事項にある会議録原本の公開は、大竹市議会会議規則の規定に関する事項であるため、執行部は出席しておりません。

それでは、早速審査に入りたいと思いますが、審査に当たりまして、紹介議員の方々に、本請願に関してお考え等がありましたら、説明をお願いします。

説明ありますか。

紹介議員の方がこの場におられますので、審査に関して何か追加がありましたら、説明をお願いいたします。説明していただいてもよろしいです。

日域委員。

○日域委員 これは当然当たり前ですけれども、請願をされた方の立場としてこれが出るわけですけれども、私は別の立場で言えば、発言をしたけれども、私の同意なく、文書の発言記録を取り消されたという側の一員でもあるわけですね。そういう意味で、私から見たら、立ち位置が2つあるんですけれども。

請願をした方の立場からすれば、我々が同行したことについてという請願者の立場があります。

私は、本会議場でしゃべった本人として、私がしゃべったことを私が議員として責任を持って発言したわけですけれども、そのことを過去の私の経験から言えば、クレームがつくことはよくありました。そのときは、休憩して、そこで交渉して、そうよね、言い過ぎたよねと言って、本人も同意した中で円満解決で、言い過ぎましたとか、あるいは取り消しますと、過去は全部それをやってきたんですけれども、今回はそれを一切せずに、正直言って、ああいうやり方があるかないか知りませんが、初めての経験ですよ。議

長に取り消しを要求して、議長はいいですよ。正直言って、私なんかはそこまでは分かりませんでした。

何というのかな、不意打ちなんですよ。不意打ちであることと、それから、そういうものが許されるかどうかという検証は十分されてない状態でここに来ていますから、もちろんこの請願をする方たちの立場は理解しています。同時に、自分の意思を問われることなく、問答無用で発言を取り消された張本人としての立場があります。

私はそのことはそういうルールはないだろう。基本的に発言は自由です。もちろん名誉毀損とかですよ。いろんな問題はありますけれども、そういうものを排除すれば、基本的に自己責任で何を話してもいい。そのしゃべったことを一言一句記録するんだというのが本会議の記録の仕方、会議録の作り方ですから。

そういうことを考えるときに、今回のものは違うんじゃないかな。決算特別委員会でも言いましたけど、議員の発言が正しくなかったら取り消すといえば、ああじゃないか、こうじゃないかといろんな議論をするわけですから、どっちが正しいかどうか分からないけれども、議員が多数決でこうやろう、こういうことをやるまいと決めたら、それが結論として決まるわけですね。

正しいかどうかというのは、この場で1つの参考にはなるでしょうけれども、正しくないから取り消すんじゃないくて、正しくなかったら、正しくないという発言をする自由があるわけですよ。だからそこで、私は発言を否定してほしかったと思います。

私、どこまでしゃべっていいか分かりませんが、基本的にさっき言いましたけど、請願者の方と同じような立ち位置ですけども、私は、その発言を取り消された張本人として、これが問題ないとなったら、そんなのありか、とまた次のことを考えなくちゃいけなくなりますから、やはりどこに聞いても、こういうやり方はないみたいですから、この場では正しいというか、本来の在り方に戻していただきたいと希望しています。

以上です。

○児玉委員長 ありがとうございます。

請願に対する説明と自分の個人のことと交ざっておったんですけど、そういうことで、請願を今回提出されたということでございます。

ただいまの紹介議員の説明に対しまして、議員の皆さんから質疑はございませんか。

網谷委員。

○網谷委員 おはようございます。

今回私が発言するのも、見てのとおり、部外者といったらおかし気な感じですが、発言させていただきます。

今回の請願というよりか、議会運営委員会の中の議案として、令和2年請願第3号の議事録黒塗りに関する請願ということなんですが、大変インパクトの強い黒塗りという言葉が出てまいりましたが、初めて議会の中で聞くような議案になっております。

というのも、私なりに今までの今回の黒塗りに関する問題というのは、本題の議論の中の副産物といいますか、その中で出てきた問題だと、私自身は認識しております。

というのも、令和元年9月定例会で、大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラ

一パネル) 発電所建設計画反対に関する陳情書が出されたわけですが、それは普通の陳情書で問題はないんですが、今回の請願文書表の中で、議長のことが最初に書かれているわけですが、気になる文章と申しますか、こうしたらいいんではないかなというような感じで、議長がそう思ったんだろうと思います。それを思ったと同時に、電話でも、それかファクスでも、メールでも今頃何でもあるので、それらでもよかったんじゃないかと僕自身は思うんですが、議長の性格上、前にも一回こういうことがあったんですよ。私の家に議長が直接に来られたんで、たまげて、「網谷さん、こうこうですかから、お願いしますね。」と言って、用事を言われたんですが、「いいですよ。」と言うんですが、「議長、わざわざ、これくらいなら電話でいいんじゃないですか。」と言うとったら、「いやいや、そういうわけにはいきません。」というようなそういう議長の律儀なところは、これにも出てきたんかなと思うような次第でございます。

それで、常任委員長お二人を誘って、谷和地区の方に、親身になって協議するために9月15日に行かれたということなんですが、私は現場におりませんので、何とも言い難いんですが、これは私の推測ですが、推測を言っているのかどうか分かりませんが、推測しか分かりませんので、発言させていただきます。

文章をこうしたらどうかという、善意の下で行かれたと思うんですよね。それが、話の中で、これは日本語の悪い点かも分かりませんが、どういうふうに感じになられたんか、陳情を要望に変えてくれないかという、私は初めて耳にするような言葉が出てきて、それからもう1年3か月になりますね。ずっと独り歩きしてきたような状態でございます。

そして、両サイドに聞いても、言った、言っていない、このやり取りの連続でございます、これで1年3か月ぐらい続いておるわけでございます。

そうした中で、解決方法といってもどうなんじゃろうかなと思います、こういう場合は、委員会なんかは議会でもそうですが、録音テープがあるからはっきりするんですが、今回の場合はそういうものありません。

相手方はどうですかね、議長側にも聞いてみたら、「いや、そんなものはしてない。」相手側どうなんかと思ったから、どっちかでしてくれとったら楽なんです、議会事務局長のほうに聞いてみましたら、「いや、そういう録音とかいうものは聞いていない。」ということを知っておりまして、それが無いということは大変これは難しい、簡単な問題なんじゃなくて難しくなったなと私自身は思っておるわけでございます。

そうした中で、これは、言った、言っていない、そればかりの繰り返しになりますんで、何とか議員16人がいい知恵を絞り出して、何とかいい方向にならないかなということを考える次第でございますが、なかなかいい案が今のところ浮かんでおりません。

そうした中で、今回、10月の決算特別委員会ですか、紹介議員の中から、谷和地区に行った当該同僚議員の方のことを言われたと決算特別委員会のときに言われて、そのことを紹介議員の方、私も推測ですから、谷和地区の皆さんから聞いたんじゃないかなと思います。その9月15日の内容を。それで、さっきも言ったような、こういうあまり言いたくないんですが、陳情を要望に変えてくれという意味合いで受け取られたというのが、最大の問

題点になったわけですが。そういう紹介議員の方が、ぜひこういうのを聞いて帰ったなら、議会のほうに戻って、当該議員のほうに聞いてみて、どうだったのかというぐらいのことで、聞いてみたということが分かれば一番。去年の12月定例会の最終日にこういう言葉が出たんですよね。公式には。それで、その前に2か月か、3か月あったんですから、その間に議長なり、両常任委員長なりに聞いてどうだったのかというぐらいで、話でもしていただいたら、そんなに大きな問題にはならなかったのかなと私自身は思っております。

そういう面では残念だと思うんですが、これ紹介議員の方に聞いてみたって分からんですが、去年の12月定例会の最終日までの間の二、三か月の間に、今の当該同僚議員とお話でもされたのかなということがあれば、教えていただきたいんですが。

なければ、現状が続いておるといことなんで、大変厳しい、議会の中で葛藤になっております。私も議員の1人として大変心配しているところでございますが。

そして、この問題は一緒になつとるんですよ。谷和地区の陳情書と今回の谷和地区との話し合いが一緒に議論されておるんで、それがまた複雑化を招いておるといことでございます。

そうした中で、陳情そのもの、谷和地区での大規模太陽光発電計画に反対という陳情に対しては、令和2年3月定例会と今回の令和2年12月定例会で2回審議されまして、本当に谷和の皆様には納得は行かないかと思いますが、採決の結果、不採択ということになったわけですが、この間の議会の討論を聞いていまして、なかなか皆さん、不採択の議員の皆さんも苦渋の選択といいますか、本当に考えた挙げ句、それかといって、谷和地区の皆さんの顔も浮かぶし、本当に難しい判断だなということを、私は聞いておりました、ひしひしと感じております。

私自身も2月26日に、谷和地区のほうに訪問させていただきまして、コメントを求められて、少しお話をさせていただいたんですが、今、世界的にも原子力発電がかなりの批判を浴びております。それと同時に化石燃料ですか、これも批判を浴びており、ということは、自然エネルギーしかないんですよ、単純に申し上げますと。

去年の12月だったと思うんですが、日本からは小泉進次郎環境大臣が、スペインであったんですが、そこでかなり日本が批判を浴びたということで、化石賞を受賞するとかありました。

確かに、東日本で原発による大変な被害を受けましたんで、それからはもう日本中は全部原子力をバッシング、それ以後にかなり石炭火力発電所が増えたらしいんですがね。そういうことで、かなりのバッシングを受けてることも聞いております。だからと言って谷和地区の陳情を賛成したれやというわけにもいかんとは思いますが。

ただ、今そういう世界と今の大竹市議会を比べても、どうしようもないんですが、そういう事情もバックにはあります。そういうことを踏まえて、私が今年の2月26日ですか、お話をさせていただいた記憶でございます。

そのような中で、陳情の内容を2回もう審議したので、本当に先ほども評したように、皆さん不採択の方は、私も含めてですが、苦渋の選択でそういう結果を選んだわけで

ございますが、谷和地区の皆さんに対して、本当にどう言っているか、御理解をいただきたいというしか言いようがないんですが、本当に我々の苦渋の選択で、考えまして2回とも同じような結果を出させていただいた次第でございます。そのようなことで、大変難しい問題だと思います。

ただ、今回の初めにも申しましたとおり、陳情を要望に変えてくれというようなことを、私は推測でもそんなことはないだろう。とはいっても、谷和地区の皆さんがうそをついとるとか、それもないだろう。ということは、言葉のあやと申しますか、よく言われる日本語の一番難しい、悪いところが、今回こうして表に出てきたのかなと感じておる次第でございます。

とはいっても、これをいつまでも放っておくわけにもいきませんので、16人の議員の皆さん、議長を筆頭に、本当に多い要望に、行けるもんなら私だって行きまして、一日も早い正常な議会に戻っていききたいというのが私自身の考えでございます。

ということで、最後になります。請願事項で、陳情書から要望書の真意を市民に説明すること、文書で回答してください、ということになっておるんですが、これは先ほどと同じ関連になるかと思っておりますので、もう少し時間がかかるんじゃないかなと思うような次第でございます。これを少しでも早く解決したいのは、本当にそう思ってるんですが、これはみんながいろんな知恵を出しおうて、この請願事項に対しては回答しなければならぬと思っております。

それから、2点目の議事録原本全て公開して……

○**児玉委員長** 網谷委員、質疑の時間なんで、今は、紹介議員の説明に対して委員の皆さんに質疑はないかというようなことを聞いたんで、現在は討論でも、意見でも今ないので、質疑があればお願いします。

○**網谷委員** ですが、先ほど申しましたように、紹介議員の方には、9月15日の以降、多分これも推測ですが、谷和地区の方からいろいろな内容を聞かれたと思いますが、それによって当該同僚議員の方に、こうこうして我々聞いてきたんじやが、何が本当なのか、うそなのか、それも協議の中ですからどういう言葉が出るか分かりませんが、そういうことができたのか、1回でもそういう行動があれば、また、この問題も大きく変わってきたのではないかということですので、その点を質問になろうかと思っておりますが、その等々を答えていただければいいのかなと思っております。

それからもう一点、最後に請願事項でございますが、議事録全て公開をして、議会基本条例を守り、市民の信頼を取り戻すという、これは個人的に、そんなに難しい作業ではないのかなと思っております。

先ほど申し上げましたように、紹介議員の方には、昨年の9月15日以降、それから12月定例会の最終日までの間に、何か同僚議員の方と協議みたいなのを諮っていただいたことがあるのかどうか、そこだけ教えていただければいいのではないかと思います。

終わります。

○**児玉委員長** すみません。

暫時休憩いたします。

休憩 10時23分

再開 10時27分

○児玉委員長 それでは、休憩前に引き続き、協議を再開したいと思います。

ただいまの内容は、議長や、ほかの方が谷和地区に行かれまして、いろいろお話をした中で、陳情書を要望書に変えてくれないかと谷和地区の方が聞いた。そのことを今回紹介議員の方に谷和地区の方が言われました。谷和地区の方が言われたものを、今、紹介議員の方が議長にその真意を直接聞いて、今回、12月定例会の中でそういう言葉を言われたのかということによろしいんですね。

紹介議員、よろしいですか。

日域委員。

○日域委員 最初に、今の質問は、今回の請願の議事録の問題とは質が違いますから、議事録は、要するに、誹謗中傷とか、それとか、いろんなことが地方自治法にもありますけれども、そういうものでない限り、発言の取り消しということはできないはずですから、請願の中身と今の質問は若干違うんですけれども、せつかくのお尋ねですから答えますと、我々がその話を聞いたのは、去年の12月10日だったと思います。もちろん議長とか両常任委員長にそのことを確認したかといわれたら、確認はしていません。

そもそも、法律的には請願という言葉しかないですよ。請願と同じような書式である場合には、陳情も請願として扱うというのが大竹市議会のルールです。市によったら、要望書も請願として扱うという、決めてるところもあります。

だからこのあたりは様々なんですけれども、一般市民は知りません。だから谷和地区の方というか、この請願者の皆さんが、最初から要望書にしてくれと言われたというはずがないわけですよ。そういう知識はない、御存じないわけですから。いろんなことを言われたけど、我々は陳情書を出したんだ。出したけど、どうも不可解だ。取り下げろとは言わないまでも、これでは受理できない。どうしたらいいのかといっても、それは言えない。

結局、いい言葉が浮かびませんが、例えば、紹介議員になってあげるというわけではもちろんないし。そういうので、やるなとももちろん言えないから、そんなことは言わなかったと思いますけれども、応援してくれるわけでもない。どうしたらいいかといったら、それもアドバイスなんかできない。

そもそも、陳情を出して、送り返してまではいいとして、その送り返された直後に、陳情者たちは議会に来てるわけですよ。そこで一定時間話し合いをしてるはずですよ。その後で、9月15日の件があって、この1枚の陳情書に対して異常な行動をとってきたことは確かですよ、議会として。それで何があったのかなと思って、我々は12月に行ったわけなんですけれども、そのときにいろんな話をされましたよ。こう言うて聞いても、何も答えてくれんのじゃけとか、今詳細は覚えてませんけれども、やはりかなりの長時間にわたってやり取りする中で、円滑なやり取りがあったようには思えないんですけれども。

その中の話の中に、この要望書というのがあって、「そうなんか、要望書と言われたんですか。」と言ったら、「ありましたよ。」と。「もし要望書と書いたら、議会の取り扱いが変わりますよ、御存じですか。」と言ったら、「知らないですね。」と言われた。

そういう話からここに今スポットが当たってるんですけども、ただ、このことと議会の会議録のことは次元の違う話ですから、言った、言わないは、言ったと片方が言ったら、別の方がそんなあれはないと発言されたらいいんじゃないかと思います。

あえて一言加えるとすれば、3月の予算特別委員会があって、その本会議の最終日に、西村議員が谷和の現地調査、あのときのこととかいろいろあって、委員長何も答えんという批判がありましたかね。そのことに答えて、「私は委員長だから黙ってたんだけど。」とって最後に話をされてます。その中には、人間のことだから、思い違いか、記憶違いかもありますからねということを含めておっしゃってます。そうなってくると、あれは間違いだから取り消せというこの自信と、お互い間違いもありますよねという発言と、私から見たら大きくぐらついているんですよ。だから、そういう記憶とか推測に基づいて、物事を決めつけてはいけません。さっきの網谷委員の発言にも、推測ですが、とありましたけど、人間は推測とかでものを言わないと、表現できないわけですね。

だからいろんなことを言いますけれども、直接的に大きな弊害があるとか、誰かがすごく不都合をこうむるとか、そういうことがなければ、いろんなことを口にして、ああだこうだ言いながら物事を決めていく。その典型的な場所が議会だと思いますから、発言を削除するというのは言論の封殺みたいなものですからね。それはぜひやめていただきたい。

そのほかのことについては、またけんかばかりしててもしょうがないですから、そこは別の次元として上手にやっていきたいなと思いますけれども、このことについては、これを認めたんじゃ、議会基本条例が泣くような気がします。

以上です。

○**児玉委員長** 質問に対する答えになっとるかどうかわからないのですが、網谷委員、今の日域委員の答弁は、確認してないということでございます。よろしいですか、網谷委員の質問に対して、日域委員は確認してない。

ほかにありますか。

端的にお願いします。

網谷委員。

○**網谷委員** 今、日域委員から質問に答えていただきまして、ありがとうございます。

ただ、これと今回の議事録黒塗りに関する請願とは、私が発言したものと余り関係ないんじゃないかということをおわれたんですが、私は、これを説明するためにいろんなものを提示してまいりましたので、関係ないというのは心外かなと感じました。

以上です。

○**児玉委員長** 他に質疑はございませんか。

副委員長。

○**和田委員** 私は分からないことを聞かせてもらいます。

このころがね通信の真ん中辺に、細川議長が敬老の日の9月15日、西村総務文教委員長と北地生活環境委員長を伴って谷和集会所まで出かけ、集まった自治会長と幹部と、問題は、そこでの議長の発言内容でしたとあります。

絶対反対では困る。陳情を要望書に変えてほしい。大竹市に権限がないことを陳情され

でも困るということを書いています。今回このようなことを要求されたと聞いておりますと、紹介議員は書いてますが、私の聞いた話では、西村総務文教委員長も細川議長も一切そういう要望に変えてくれとか言った記憶はないんです。

ただ、説明するときに、陳情書だけでは分かりませんから、いろいろ要望を書いてくださいとかいうのは言ったと聞いております。もし、言った、言わん、お互い聞き違い、言い違いがあったかもしれませんが、これは私も分かりません。それで、もしこの証拠があるなら、この音声記録でもあればはっきりするんですが、それどうでしょうかね、分かれば教えてください。

○**児玉委員長** これは、紹介議員の方にお聞きしたんですよね。

あるかないかだけお答えください。

○**日域委員** ありません。お互いにありませんから。

○**児玉委員長** 和田副委員長。

○**和田委員** だから私からすれば、その相手がこういう丁寧に説明したことに対して、相手、聞き取るほうが、請願なり要望書に変えてくれ、いろいろあったんかも知りません。その言った、言わないをここでやったって、らちがあかないのですよ。

ただ、日域委員が言われてる文書改ざん、これは別問題です。これはこれとまた話しすればいいんですがね。

この問題、私は物すごく、ただ思い込んで文書を作つとるような気がするんです。自分としては。これ、今の議長でも、西村委員でも、もし言いたいことがあれば、聞かせてください。

○**児玉委員長** 今、請願に対する質問の時間なんで、また後ほどそういうことがあれば。

それと、先ほど改ざんという言葉が出ましたけど、黒塗りでよろしいですね。

後ほど、そういう場があればお伺いしたいと思います。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** それでは、質疑なしと認めます。

次に、本件の取り扱いについて、委員の皆様の見解を求めたいと思います。

継続審査等の意見もございましたら、ここで述べていただきたいと思います。継続審査等の意見が出た場合は、先に継続審査等について採決を行います。

なお、賛成・反対の討論は、継続審査等の意見がなかった場合、また、継続審査等が否決された場合に行うこととなりますので、よろしく願います。

改めまして、本件の取り扱いについて、委員の皆さんの意見を求めます。

意見の前に、日域委員からの質問を認めます。

○**日域委員** 私は、請願で紹介議員になったことは過去にあります。たまたま自分がその委員会の一員でいて、今日のように、委員として紹介議員でありながら、その委員会に属してる委員ということは過去にありましたけど、その場では、もちろん市の行政に関することですから、あちらの執行部がいて、主に質問は執行部に行きますよね。だから、私は紹介議員というだけであって、単にほかの委員と別に違う扱いはなかったですけども。

今日は、私が質問を受けてみたいで、何か違うんですけれども。今の網谷委員と和田委員からの質問はあったとしても、それ以外においては、私も単なる議会運営委員会の一員でいいわけですね。だから私が、例えば、賛成とか反対とか、継続とか言う自由は私にあるわけですね。ありますよね。

ありがとうございます。

○**児玉委員長** それでは、改めまして、取り扱いについて委員の皆様にご意見を求めます。意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 意見がございませんので、意見なしと認めます。

お諮りいたします。

委員外議員の発言通告を受けております。山崎議員、小中議員の2名でございます。これを許可したいと思いますけど、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 御異議なしと認め、委員外議員の発言を許可します。

山崎議員、小中議員は、席の移動をお願いします。

それでは、山崎議員のほうが発言通告が先に出ておりましたので、山崎議員、挙手していただき、指名を受けて発言をお願いします。

山崎議員。

○**山崎議員** 委員外発言の許可をいただきまして、委員の皆様をはじめ、委員長、誠にありがとうございます。

私が、今日、委員外発言をさせていただきます趣旨は、もうこの辺で収束したいということでもあります。

もちろん、この請願については採択していただいて、そして、もう収束に向けたお互いに歩みをとっていかんと、これ以上市民の皆さんに迷惑をかけてはいけません。

かといって、先ほど来言うたじゃ、言わんじゃとか、録音があるんじゃないだろうが、なかろうがというような議論をすればするほど、この議会も打撃をこうむるし、市民に対しても私は申し訳ないという気持ちがするんです。

そういったことの議論をやめて、収束に向けた話し合いをしていく。それが今、我々にとって一番大事なことなんじゃないだろうか。かえって掘り起こして、ああじゃった、こうじゃったとかいうようなことになると、それは収束はつきませんよ、最終的には法廷の場へ持って行って、そこで法の判断をしてもらうしかないと思うんです。

皆さんがそういう覚悟の上ですと言われるんなら、それは仕方がないことだと思いますが、私はそんなことをしたくない。できれば、請願採択していただいて、粛々と収束に向けた段取りをしていくべきだと思います。

ぜひそういったことを私は今日お願いしたくて、この場で発言をさせていただきました。ですから、今までいろいろ出た質問とか、そういったことについて、私は私なりの見解を持っておりますし、それは皆さんには皆さんの見解があるでしょうし、その議論は、大竹市議会の中でやるのではなくて、あるいは委員会室でも、委員個人とお互いに話し合いが

できるわけでありますから、そういった中で解決をしていくということで、私はお願いしたいと思います。

以上です。

○**児玉委員長** ありがとうございます。

続いて、小中議員、発言を許可します。

小中議員。

○**小中議員** 私は、日域議員がおっしゃいましたが、この問題の根底は、事実認定がどうであるかということが一番大切なことだと思います。この挙証責任というか、言ったか言わないかというか、そんなことを普通常識で考えたらあり得ないようなことを言ったというのであれば、請願者及び紹介議員に挙証責任があります。

私は、23日に、谷和地区の方が、私の家に訪ねて来られまして、紹介議員に名を連ねてくれという、こんなことは絶対できません。16人の中で議決して、自分を否定するようなことは、それはできません。

私が申ししたのは、あなたたちは、議会で、私たちは絶対虚偽の発言はしませんと証言した上で、絶対自分たちが間違いないという証言ができるのかと問いいただきましたけれども、それが絶対なら、紹介議員の方はその場にはいなかったわけですね。伝聞・推定にすぎません。伝聞・推定によって、3人の議員の名誉を毀損するような発言が許されるはずはありません。はっきりいって、大竹市議会の品位に関わる問題であります。

それに、山崎議員は決算特別委員会で、議会事務局に谷和集会所の録音を出せとおっしゃいましたが、私は現場におりましたけど、あんなものは、証拠にも何もなりませんよ。私は新聞記者の経験からして。本会議では、その録音したのはちゃんと了解を得たのか、了解を得てなかったら、どうなのかと、そういう御都合主義のものの考え方はいかなものかと思います。

まず、事実が認定されないような議会での発言は不穏当極まりないと私は思います。これが私の意見であります。

○**児玉委員長** それぞれの意見ありがとうございます。

これにて、委員外議員の発言を終了いたします。

○**山崎委員** 名誉のために発言させてください。今、小中議員から指摘を受けたんですから、発言させていただく権利があると思うんですが。

○**児玉委員長** またその発言の機会は、別の場所をお願いしたいと思います。

御苦労さまです。戻ってください。

それでは、続いて、討論に入ります。討論はございませんか。

北地委員。

○**北地委員** おはようございます。

討論させていただきます。

私は、この本請願に対して賛成の立場で討論させていただきます。

谷和地区に行った私は当事者でございますけれども、この請願書の中にありますように、陳情書を要望書にならないとか、そういったことが請願の中に記載されております

ので、まず、私としてはそういったことを言った覚えもなし、その場で聞いた覚えもないということだけは付け加えさせていただきたいと思います。

その中でも、請願事項にございます要望書への変更要請の真意を市民に説明すること、こういったこともいい意味で言えば、我々の真意を公開できる場ができたということ、大変ありがたく思うところもございますけれども、深い意味は考えずに、言えるところがあれば一番いいんですけれども、そういうことをもって私は賛成という立場をとらせていただきたいと思います。

それに付け加えまして、議事録原本の公開、それは致し方ないと思っております。

私としては、以上をもって賛成という立場で討論させていただきます。

○**児玉委員長** 賛成ですね。

他に討論はございませんか。

西村委員。

○**西村委員** 今、同僚議員も言われましたが、私も、令和2年請願第3号について、結論から申し上げますと、採択の立場で討論をさせていただきます。

今回の請願は、昨年12月17日の定例会で陳情の件の中、討論の中で、谷和地区に出向き、陳情書を要望書にかえてほしいといった件について、私が事実と違うと発言したことから、今回こういうつながりが出ております。

私も、先ほど北地委員が言われましたように、谷和地区に出向いた3人の中の当事者でございます。そうした中で、請願書の中の紹介議員の1人の方が12月定例会で、谷和地区に言いに行ったという発言について、私は取り消しを当時議長を務めておりました寺岡副議長に申し入れをしたわけでございます。

この話から、だんだん話が肥大化されて、先日も、私の自宅に、先ほど和田委員が示されましたような文書が入ってまいりました。あたかも議長、総務文教委員長、生活環境委員長3人が、谷和地区の住民の真摯な陳情の言葉をまげてやってほしいというような文書でございました。

当然これには、当時そういう状況を書かれた人が同席したわけでも、先ほどから問題になっておる録音についてもないとはっきりおっしゃいました。また、出向いてもいってないと言われる。その中で、こういう文書が市内に出回っておるんですよ。大竹市の恥ですよ。議会の恥、ひいては16人の議員の一人一人の恥にもなります。

議会では、言いたいことは何を言ってもいいという議員の方もいらっしゃいますが、言葉には限度があります。もっと自覚をして、これが一番大事なことと言われております議員の議会基本条例に照らし合わせ内容だと思っております。

あえて細かいことは申し上げませんが、私としたら、そういう令和元年12月17日定例会の文書が取り消されることに端を発した以上、これらを取り消すことについては、元に戻せという要望があれば、私自身もそういうことについては何ら問題と思っておりますので、公開されても結構です。

ただし、これらを公開される場合には、市民の皆さんに分かりやすく説明していただければ、これが私の賛成の討論の基本でございます。

そして、あくまでも、こういう形で、議会運営委員会に持ち上げて、いろいろやること自体が、私は3月定例会でもこの事実等を申し上げました。

現実、くどいように申し上げますが、議会事務局の配慮で、当日、谷和自治会長が持ってこられた陳情書を、内容がそろってないのでお返しをしたい、日にちがないから郵送しました。そして、令和元年9月定例会に上げられ、そして、令和元年12月の総務文教委員会に上がってきたのが事実でございます。

その間、総務文教委員会、あるいはまたそれぞれの議員がそれぞれ研究もされ、谷和地区の住民の意思を少しでも取り上げていきたいという思いの中で取り組んでまいりました。令和元年12月定例会で正式に総務文教委員会に付託を受けました。私は委員長としていろいろ話を聞き、手を差し向けて、いろいろ当たってまいりましたが、1月、正月明けに、総務文教委員会、皆さんの意見を聞き、1月の終わりに、視察に行ってみようということで、枚方市に行きました。

そして、一番問題になっておる陳情書の中にありますソーラーパネルが壊れて流れ出たときに、水銀とか、カドミウムとか、そういうものが我々の飲料水である弥栄ダムに流れ入るということを懸念してというのはよく分かりますが、最近のソーラーパネルの内容は二通りありまして、1つにはそういうものを使わないでできているということも研究して、調べてまいりました。また、そういう内容についても、議員の一部の方ではありますが、勉強会もさせてもらいました。

そして、県のほうには、住民の声を聞きながら、担当部局から再三にわたって谷和地区の住民の意見を伝え、それについての回答も2回ほどいただきました。その内容についても、担当部局から申し上げるのでは、谷和自治会長に送付しましたということは、谷和自治会長も、地域の住民の方に説明をされたものと、私は解釈しております。

そうした中で、今回のこういう流れをやって、現状を聞こうという。やはり請願の中の紹介議員の方が、「現場を、委員長、見るのが一番」という声を聞きまして、これは地域の皆さんの日程調整、そして、事業者のほうにも問い合わせし、双方に会えるという日にちを2月26日に設定して、出向いてまいりました。そして、いろいろ話をしました。

しかしながら、心にも思っていないことが2日後に起こりました。県が林地開発許可を出したんでございます。

ただし、県が出した許可の内容は、14項目の条件をつけて、1つでも守らなければ、事業をあるいは工事を中止さすというような条項が一番上側についております。それぐらい厳しい許可の文書であったように私は記憶しております。これは委員の方も見られたから分かると思うんです。

そうした中で、3月定例会にまた新たに言われるので、私はその場でもこういう説明しました。私が言いたいのは、僅か6文字、言いに行ったという文章は違いますというのを申し上げたまでです。

今みたいに、最後は議事録の中身のアスタリスクを表示してくれとか、何か請願とか陳情とかにかけ離れたような、これは本当に自分の気持ちとしたら、本当に地元の人がそういうことを考えて書いたんですか。議会を傍聴されて書いたんですか。そういうことまで

を感じました。それは疑うわけじゃないんですよ。その熱い気持ちは、十分考えております。

そして、現在も付け加えるんですが、工事が始まってません。その件については、本市のほうにも連絡が入るんですが、全く入っておりません。それぐらい厳しいんですよ。要するに、許可基準が。そういうこともお含みおきおいて、今日傍聴に来られてます地元の方にも協力をお願いしたいのは、皆さんの声を決して粗末にはしてしておりません。十分対応しようと、それぞれ、16名の議員がやっております。ただ悲しいことは、おととい私の自宅に届いた文書の内容です。それには、受理せず送り返した。後日、谷和集会所に乗り込んだ。この文書では困る。違法と受理を渋る。また、議長の違法介入、会派くろがねの3名が指名をするとともに、西村議員が事実でない発言、記録から削除。いろんなことが書かれております。最後には、寺岡副議長が令和元年12月定例会の議事録からその部分を違法に削除されたというふうにも書かれております。違法とは何か。そこが私は本当に聞きたいんです。

委員長が先ほど言われましたが、別な場所でそういう紹介議員の方にもお尋ねしたい。私自身が、その違法に勘違いしてる場合もあるかも分かりません。だけど、真摯に取り組んできたのは事実でございます。1年余り放っておったわけではありません。

だけど、2月28日に林地開発許可が出た以上、今日まで……

○**児玉委員長** 西村委員、この場は自分を擁護する場所じゃないので、賛成・反対の討論に集中していただだけませんか。

○**西村委員** それでは、そういう意味で説明していただけるならばというのは、分かりやすい説明が市民に示されるならば、合意をしても構いませんので、私は採択に賛成の立場で討論とさせていただきます。

いろいろ申し上げましたが、失礼しました。

○**児玉委員長** 丁寧な説明をし、黒塗り部分の公開はよろしいということで、採択に賛成ですね。

他に質疑はございませんか。

日域委員。

○**日域委員** 私は紹介議員ですから、採択という声を聞いて、ほっとしております。私も賛成ですけれども。

2月26日の録音のことですけれども、私、録音持っているんですよ。持ってまして、これ、議会事務局長にもらったんですけれども、ダビングしてもらいました。

そのときに、事務局長が言われたのは、あれは総務文教委員会で録音したものだから、総務文教委員長の許可なかったら渡せないと言われました。それで、西村総務文教委員長に電話して、許可もらって、それからダビングしてもらって、次の日に持って帰りました。言いたいことはそれだけですけれども。

録音についても取り扱いが揺らいだというか、そういう気はしますけれども、それだけです。採択するように、よろしく願いいたします。

○**児玉委員長** 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 以上で、討論を終結いたします。

それでは、これより、本件を採決いたします。

本件は、採択すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

本日予定されていた日程は、全て終了いたしました。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

11時04分 閉会